

第2次地球温暖化対策実行計画



【平成26年度～平成30年度】

平成26年10月

桂沢水道企業団

目次

第1章 基本的事項	
1. 計画の目的	1
2. 第1次実行計画における目標達成状況	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象	2
5. 対象範囲	2
第2章 温室効果ガス排出の現状と削減目標	
1. エネルギー使用量	2
2. 二酸化炭素の総排出量	3
3. 削減目標	3
第3章 計画の推進	
1. 計画の推進	4
2. 計画の点検	4
第4章 温暖化防止に向けた取り組み	
1. 省エネルギーの推進	4
2. 省資源・リサイクルの推進	5

第1章 基本的事項

1. 計画の目的

桂沢水道企業団（以下、企業団という）では、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づき（一部事務組合等の地方公共団体の組合についても、地方自治法第292条に基づき、都道府県又は市町村の規定が準用）、企業団の事務及び事業により発生する温室効果ガスの排出量を抑制するため、平成21年度から平成25年度までを計画期間とした「地球温暖化対策実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出を抑制するための取り組みを実践してきました。

この計画が平成25年度をもって満了となったことから、新たに「第2次地球温暖化対策実行計画」（以下、第2次実行計画という）を策定し、温室効果ガスの排出量削減に向けた取り組みを推進するものとします。

参考 地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十条の三 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市及び同法第252条の26の3第1項の特例市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第十号）第2条第2項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第1項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項

4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の抑制等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

5 指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。

6 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

7 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の抑制等に関し意見を述べることができる。

12 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

参考 地方自治法第292条

(普通地方公共団体に関する規定の準用)

第二百九十二条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

2. 第1次実行計画における目標達成状況

図表1 第1次実行計画における目標達成状況

計画期間	削減目標	目標達成状況
平成21年度から平成25年度	平成19年度を基準年度として、計画最終年度である平成25年度の二酸化炭素排出量を、 <u>6%削減</u> することを目標とします。	3%の削減にとどまり、 <u>目標を達成することが出来ませんでした。</u>

3. 計画の期間

第2次実行計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とし、基準年度を平成24年度とします。

4. 計画の対象

「地球温暖化対策の推進に関する法律」で温室効果ガスの削減対象とする項目は6種類（二酸化炭素、メタン、一酸化炭素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄）^注ですが、第1次実行計画と同様、桂沢水道企業団の事務及び事業に関わり排出量の把握が可能な「二酸化炭素」を削減対象とします。

注) 平成27年4月1日から、三フッ化窒素が追加されます。

5. 対象範囲

この計画の対象範囲は、桂沢水道企業団に関わる事務及び事業の全般とします。

外部への委託等により実施する事務及び事業は対象から外すこととしますが、温室効果ガスの排出抑制等の措置が可能なものについては、受託者に対して必要な協力を要請します。

第2章 温室効果ガス排出の現状と削減目標

1. エネルギー使用量

基準年度（平成24年度）における、各エネルギーの使用量は、下表のとおりであります。

図表 2 基準年度（平成 24 年度）のエネルギー使用量

エネルギーの種類	使用量	備考
電力(kwh)	376,247	
液化石油ガス(kg)	538	1 m ³ =2.18Kg
ガソリン(ℓ)	1,730	
軽油(ℓ)	128	
A 重油(ℓ)	9,000	

2. 二酸化炭素の総排出量

基準年度（平成 24 年度）における、二酸化炭素総排出量は、289,206[kg-CO₂]であります。

排出要因別では電力が最も多く約 89% を占め、次いで A 重油が約 8% となっており、これらが全体の約 97% を占めております。

図表 3 基準年度（平成 24 年度）の二酸化炭素排出量及び排出要因割合

エネルギーの種類	二酸化炭素排出量[kg-CO ₂]	割合[%]
電力	258,858	89.5
液化石油ガス	1,614	0.6
ガソリン	4,014	1.4
軽油	330	0.1
A 重油	24,390	8.4
合計	289,206	-

※排出係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第 3 条（平成 22 年 3 月 3 日一部改正）」に定める係数及び電気事業者別排出係数（2012 年度実績値）を使用しております。

3. 削減目標

桂沢水道企業団における二酸化炭素排出要因で最も多い割合を占めている電力については、第 1 次実行計画において、施設の運用方法の見直しなどにより、目標を上回る削減率を達成することができました。しかし、桂沢水道企業団（桂沢浄水場）は、その立地条件から、導送水管路ともにポンプ設備を有しない施設であることから、浄水量 1 m³当たりの電力使用量は、全国の水道用水供給事業者で 2 番目に少ない事業者（平成 23 年度水道統計調査より）であります。更なる削減を目指すため、設備の修繕などに併せた省エネルギー機器の導入、合理化が図られる施設の維持管理に努め、A 重油、ガソリン等につきましても、使用量削減への取り組みを徹底することにより、平成 24 年度（基準年度）に対しまして、計画期間の最終年度である平成 30 年度の二酸化炭素排出量を 2% 削減することを目指します。

区分	基準年度排出量 (平成24年度)	削減目標	目標年度排出量 (平成30年度)
二酸化炭素(CO ₂)	289,206 [kg-CO ₂]	2%	283,422 [kg-CO ₂]

第3章 計画の推進

1. 計画の推進

(1) 推進体制

事務局を管理課浄水係に置き、実行計画案の作成を各係と連携しながら実施し、定例の管理職員会議等の議案として報告・協議を行うことにより、庁内の合意形成を図り、全職員による温室効果ガスの総排出量削減を目的とした取り組みを推進します。

(2) 計画の公表

温室効果ガスの削減目標、主な取り組みなどは、桂沢水道企業団のホームページで公表します。

2. 計画の点検

(1) 点検の内容

毎年度、計画の進捗状況を把握するため、温室効果ガスの排出量や取り組みの実施状況について点検を行います。

(2) 点検結果の公表

点検結果などについて、桂沢水道企業団のホームページで公表します。

(3) 計画の見直し

計画の円滑な推進を図るため、点検結果や進捗状況、社会情勢を踏まえ、目標値の再設定など、必要に応じて計画の見直しを行います。

第四章 温暖化防止に向けた取り組み

地球温暖化対策の推進に関する具体的な取り組みは、次のとおりとします。

1. 省エネルギーの推進

電力使用量の削減

- (1) 必要箇所を除いて原則消灯とします。
- (2) 廊下等の共有空間は、支障にならない範囲で消灯します。
- (3) 昼休みや時間外、また就業時においても、業務に支障のない範囲で消灯します。
- (4) 昼休みや外勤等、パソコンを使用しない時は電源を切るようにします。
- (5) 退庁時には、照明・OA機器等の電源・コンセントが完全に切られているかを確認します。
- (6) 冷暖房温度は、冷房28度以上、暖房20度以下に設定します。
- (7) 夏季は、暑さをしのぎやすい軽装を励行します。
- (8) 設備の修繕などに併せた省エネルギー機器の導入、合理化が図られる施設の維持管理に努めます。

液化石油ガス、A重油の使用量の削減

- (1) 暖房は、必要箇所を除いて原則行いません。
- (2) 冬季は、重ね着をするなど着衣を調整し、暖房する時間を抑制します
- (3) ガスコンロや温水給湯器は、沸かし過ぎの防止や設定温度の適正管理に努めます。

公用車燃料の使用量の削減

- (1)急発進、急加速、空ぶかしをせず、経済速度での運転に努めます。
- (2)荷物の積み下ろし、人待ち、待機時は、アイドリングを止め、燃料節約に努めます。
- (3)タイヤの空気圧等、車両の適正管理に努めます。
- (4)運転日誌等により、燃料消費、走行距離の管理を励行します。
- (5)暖気運転は冬季など必要最小限とします。

水道水使用量の削減

- (1)水道水を無駄に使用せず、日常的な節水に努めます。
- (2)公用車の洗車の際は、水の使用量の抑制に努めます。

2. 省資源、リサイクルの推進

紙類の使用量の削減

- (1)資料等は原則両面コピーとし、ミスコピー用紙の裏面再利用など用紙の使用量を節減します。
- (2)FAX送信物を必要最小限に精査します。
- (3)各種資料等は共有化を図り、個人の手持ち文書、資料を減らすよう徹底します。

ゴミの減量化・リサイクルの推進

- (1)排出されるゴミの分別を徹底し、減量化やリサイクルを推進します。
- (2)不用品の有効利用を図り、ゴミを極力出さないようにします。
- (3)コピー機、プリンターのトナーカートリッジは、業者による回収を徹底します。
- (4)物品等は再利用や修理により長期使用に努めます。

環境に配慮した製品の推進

- (1)紙類、事務用品等エコマークや環境ラベル等の環境負荷の少ない製品を優先的に購入します。
- (2)公用車を更新する際は、低公害車（ハイブリッド車等）又は低燃費車の導入に努めます。
- (3)事務用品は詰め替え可能な製品の導入に努めます。